

蕪崎市児童虐待ネットワークとは

深刻化する児童虐待等の要保護児童対策を関係機関が密なる連携のもと推進していく為に、児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づき、蕪崎市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待防止ネットワークを構築しております。

児童虐待を防止する為に地域ネットワークの必要性

児童虐待は、福祉事務所・児童相談所のみで解決できる問題ではなく、地域の関係機関、関係者との相互理解と協力が欠かせません。

また、次代を担う子どもを育てることは、家族だけでなく、社会全体が担うべきものであり、児童虐待のような不適切な関わりが親子間にある場合には、社会が積極的に介入する必要があります。

ネットワークによる支援

児童虐待への支援は大きく分けて、虐待してしまう保護者や虐待を受けている児童への援助と予防的な啓発活動に分けられます。

起こってしまった虐待へは、子どもを保護したり、問題を重度化、深刻化させないために、各機関同士でセーフティーネット（安全網）をつくり、子どもと親への支援をしていきます。不安定な要因のある家族へは、虐待へと進行しないように、子どもの見守りや親への啓発や教育をすることが必要です。

児童虐待の要因と解決のために・・・

児童虐待は、保護者の性格や精神状態、経済困難、夫婦間・家族間の不和、近隣関係、社会的孤立、子どもの心身発達の遅れや性格、行動上の問題など、様々な問題が絡み合い生じることが多くあります。

児童虐待を引き起こしている要因を的確に捉え、関係機関が一体となった積極的な介入と家族への支援が必要です。